

## 過去の質問・質疑時間の見直しの経緯について

## ○ 一般質問について

平成25年12月の議会改革検討会において、4日間で総時間数は570分、交渉会派の割当て時間は20分、議員の割当て時間は15分、無所属議員の持ち時間は15分ということで決定し、平成26年2月定例会で議会運営に関する申合せ事項の一部改正を行った。

	改正前	改正後
交渉会派割当て時間	40分	20分
議員割当て時間	10分	15分
交渉会派に所属しない議員	20分	15分

## ○委員会質疑について

また、一問一答方式を議論する中で、特別委員会、予算・決算委員会における質疑時間の制限について協議し、平成29年2月定例会で議会運営に関する申合せ事項の一部改正を行った。

## ※新設

- ・ 予算審査 質疑時間は、答弁時間を含めて70分以内とする。
- ・ 決算審査 質疑時間は、答弁時間を含めて60分以内とする。
- ・ 特別委員会 予算審査及び決算審査特別委員会を除く特別委員会の質疑時間は、答弁時間を含めて40分以内とする。